

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		社会福祉施設整備工事検査
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市社会福祉施設整備工事検査実施要綱
条 項		要綱第1条・第2条・第3条
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市社会福祉施設整備工事検査実施要綱」に基づき、市から 5,000 万円以上の補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する社会福祉法人に対し、社会福祉施設整備工事検査（着工時、中間時及び完成時）を行う。
備 考		